

○運転免許取得者等教育の認定に関する細則

平成12年3月31日

公安委員会規則第9号

改正 令和元年9月24日公安委員会規則第9号 令和3年6月11日公安委員会規則第23号
号

令和4年5月10日公安委員会規則第15号 令和7年3月21日公安委員会規則第5号

〔運転免許取得者教育の認定に関する規則〕をここに公布する。

運転免許取得者等教育の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許取得者等教育の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育の認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

(申請書の審査)

第3条 公安委員会は、前条の規定による認定の申請があったときは、規則第2条、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているか否かについて審査を行うものとする。

(指定の申請及び指定書の交付)

第4条 規則第4条第2項第4号に規定する指定を受けようとする者は、指定申請書（別記第2号様式）により申請を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による申請をした者を規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として認めたときは、指定書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(指定の取消し)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定による指定を受けた者が、指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、指定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(帳簿の作成)

第6条 規則第9条第1項に規定する特定教育を行う者が備えるべき帳簿は、特定教育記録簿（別記第5号様式）とする。

(変更届)

第7条 規則第7条第1項及び第3項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更を生じ、若しくは変更しようとするときは、変更届（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請書等の提出)

第8条 申請書及び変更届の書面は、法第98条に規定する自動車教習所である施設を用いて行う者のうち、規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程を行う者は交通部免許管理課長を、規則第1条各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる課程を行う者は交通部免許試験課長を、その他の施設を用いて行う者は交通部交通企画課長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

第9条 規則第13条に規定する運転免許取得者等教育の認定申請に係る電磁的記録媒体については、光ディスク、USBメモリ、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであって、鹿児島県警察の使用に係る電子計算機若しくは周辺機器に挿入し、又は接続できるものとする。

- 2 電磁的記録媒体に記録するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- 3 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- 4 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月11日公安委員会規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等に規定

する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和４年５月10日公安委員会規則第15号）

- 1 この規則は、令和４年５月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者教育の認定に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和７年３月21日公安委員会規則第５号）

この規則は、令和７年３月24日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

運転免許取得者等教育の認定申請書	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者 住 所	
氏 名	
道路交通法第108条の32の2の規定による認定を受けたいので申請します。	
認定を受けようとするものの氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名	
運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育の課程の区分	
運転免許取得者等教育の課程の名称	
添 付 書 類	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

第2号様式(第4条関係)

指 定 申 請 書 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 申請者 住 所 氏 名 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式(第4条関係)

第	号
指 定 書	
名 称	
所 在 地	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により，同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

第4号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
住 所	
殿	
	鹿児島県公安委員会 印
次の理由により，運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

第5号様式(第6条関係)

特 定 教 育 記 録 簿 (講 習 同 等 課 程)					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代表者
番 号	氏 名 生年月日	住 所		性 別	指導員氏名
					教育実施年月日 教育終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式(第7条関係)

変 更 届	
第 年 月 号 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
認定教育実施者	
変 更 年 月 日 変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。